

## 第6回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

### 1 日時

平成26年6月13日(金)午後2時05分から午後4時05分まで

### 2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 出席者

司会者 大西直樹（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 山下博司（岐阜地方裁判所判事）

検察官 生貝由香里（岐阜地方検察庁検事）

弁護士 島田貴士（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 松森美穂（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～6番（6人）

### 4 裁判員等経験者の担当した事件の概要

□ 裁判員等経験者1番～4番の担当事件（以下、「A事件」という。）

（1番～3番：裁判員経験者，4番：補充裁判員経験者）

ア 殺人被告事件

イ 審理日程は，審理4日，評議3日の全7日間

ウ 被告人の責任能力の有無及び程度が争点となった事案（被告人は広汎性発達障害を有していたほか，妄想型の統合失調症に罹患していた。複数の精神審理・評議においては，それら精神障害が犯行にいかなる影響を与えたかという点が中心とされ，その点について判断する前提として，捜査段階で被告人の精神鑑定を行った精神科医の証人尋問を行った。）。

□ 裁判員等経験者5番及び6番の担当事件（以下、「B事件」という。）

（5番：裁判員経験者，6番：補充裁判員経験者）

ア 現住建造物等放火被告事件（全5日間の審理日程）

イ 審理日程は、審理3日、評議2日の全5日間

ウ 被告人が睡眠薬等を服用した上、飲酒して、自宅に放火した事案。被告人の量刑を判断する上で、睡眠薬の服用や飲酒の影響が犯行にいかなる影響を与えたかという点が中心に審理・評議が行われ、その点について判断する前提として、捜査段階で被告人の精神鑑定を行った精神科医の証人尋問を行った。

## 5 議事内容

### 【冒頭挨拶】

（伊藤所長）皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の伊藤でございます。

さて、裁判員制度が始まりましてから本年5月21日で丸5年となりました。これまでに行われた裁判員裁判の数が全国で約6500件、裁判員または補充裁判員に選任された方の数は合計で5万人近くを数えるところとなりました。岐阜地裁での裁判員裁判の件数も、114件を数えるところとなりました。その間に、700人近くの一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されております。裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝しますとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日の意見交換会には、責任能力が問題となった事件を担当された裁判員、補充裁判員の経験者の皆様に集まっていただいております。裁判員裁判の運用をよりよいものとするために、責任能力が問題となった事件について、検察官・弁護人の主張の分かりや

すきや医師の尋問をはじめとする証拠調べの分かりやすさなどについて、御自身の経験に基づいた率直な感想を述べていただきたいと考えております。併せて、皆様の声を広く国民の方々にお伝えし、裁判員として今後、裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消できればと考えて、意見交換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聴かせいただければ幸いです。

最後に、本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

#### **【法曹三者出席者・自己紹介】**

(司会) 岐阜地方裁判所部総括判事の西大でございます。本日の司会を担当させていただきます。責任能力が問題となった事件について裁判員、補充裁判員を御経験された6名の皆様に、本日お越しいただいております。その裁判においては、裁判長を務めさせていただきます。皆様とお会いできることを非常に嬉しく思っております。本日は、いろいろと率直な御意見をいただけるのではないかと考えております。法曹三者としてもその御意見を今後の運用に役立てていきたいと思っておりますが、そういった観点から、本日は、裁判所、検察庁、弁護士会から出席いただいております。意見交換を始めるに先立ち、それぞれ簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

(山下裁判官) 岐阜地方裁判所裁判官の山下と申します。私は、昨年、岐阜で9件の裁判員裁判事件を陪席裁判官として担当いたしまして、4月から裁判長として、さらに裁判員裁判事件を担当しています。今回の事件の中では、B事件について陪席裁判官として関与させていただきましたので、皆様の貴重な御意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(生貝検察官) 岐阜地方検察庁検事の生貝と申します。本日はよろしくお願ひいたします。私自身はこの2件の裁判員裁判事件には関与していませんが、本日は、裁判員経験者の方々から率直な御意見をいただき、今後の裁判員裁判事件に活かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(島田弁護士) 岐阜県弁護士会弁護士の島田と申します。A事件を担当させていただきました。今日は、自分のしたことをどれくらい皆様にお伝えすることができたのかをお聴きできる貴重な場として、このような機会を設けていただき本当にありがたいと思っております。本日は、皆様の忌憚のない意見を是非お聴かせください。よろしくお願ひいたします。

(松森弁護士) 岐阜県弁護士会弁護士の松森です。私はB事件を担当させていただきました。責任能力について裁判員の皆様がどのようにとらえられたのかを伺うことができる貴重な機会を設けていただき大変光栄に思っております。是非、いろいろな御意見をお聴かせください。よろしくお願ひいたします。

## **第1 全般的な感想**

(司会) 今回の意見交換会は、責任能力が問題となる事件につき、その分かりやすさについて議論していただくために設けさせていただきました。このように具体的な争点との関係で事件を絞って御意見を伺うのは初めてのことです。これまではいろいろな事件を御担当された方に、一般的に、証拠調べであるとか、あるいは検察官、弁護人の御主張が分かりやすいかについて御意見を伺っておりましたけれども、今回は、裁判官だけで判断するにしてもなかなか難しいと言われる責任能力が問題となる事件について、みなさんがどのように感じられたかについてお伺いし、今後役に立てていきたいと思っております。

まずは、裁判員あるいは補充裁判員を御経験されてどのようにお感じ

になったのか、全般的な御感想を一言ずつお聴かせいただければと思います。

(1番) 率直な感想としては、一言で言うなら大変でした。それと、本当に私  
でいいのかなという思いがどこかにずっとありました。けれども、選ば  
れてお引き受けした以上は自分なりに一生懸命やっただけでおります。  
それと、私は勤め人ですので、このように裁判員に選ばれると仕事にい  
ろいろ支障が出たりします。その間のことは、勤務先の理解や協力、そ  
れともちろん、自分の家族の理解や協力が必要だと思います。今回は貴  
重な体験をさせていただいたと思いますが、今でも自分で良かったのかな  
という気持ちがどこかにあります。

(2番) 裁判員に選ばれたということは、自分にとっては負担でした。最初に  
霞が関の裁判所から書類がきたときは、「わあ、うちに来たな。」とい  
う心境でした。それから半年くらい経っても何もなかったもので、これで  
終わるのかなと思っていましたが、その後、地裁から通知が来まして、  
その晩は眠れなかったです。うちの家内に相談したところ、これも経験  
だから選ばれた限りはやってこいということで、自分で覚悟を決めて裁  
判所に来ました。抽選の際には、当たらないようにと願っていましたが  
当たってしまい、「うわ、来ちゃった。」と思いましたが、当たったか  
らには仕方がない、やれるところまでやろうと思ってやりました。1週間  
はいろんな面で長かったですし、精神的に辛かったです。終わったと  
きにはほっとしました。これも家族の応援があったからこそできたのだ  
と思っています。

(3番) 今は経験させていただいて良かったと思っていますが、最初に手紙を  
いただいて以来ずっと心に引っかかかっていて、裁判員制度が始まったと  
きから自分にできるわけがないと思っていたのに選ばれたら嫌だなあと  
思っていました。もういいのかなと思っていた頃に地方裁判所から通知

がきて、当日まで事件の内容が分からないまま裁判所に行って、裁判員に選ばれて、事件の内容を知って、一番やりたくない事件に当たってしまったなどんより重い気持ちになりました。けれども、裁判長をはじめ一緒に参加した方が本当にとってもいい方達だったので、自分も意見を言えましたし、今思えばいい経験ができたと思っています。それでも、やっぱり半分はとても疲れまして、1週間は長かったですし、家のこともあるので、やっぱり周りの協力や理解がなければ難しいと思います。私はたまたま仕事を辞めていたのでできましたが、仕事を持って育児して家事をしてとなるとなかなか難しいかなと思います。

(4番) 終わってみれば、いい経験をさせていただいたと思っています。周りの友達や親戚に裁判員を経験したんだよと話すと、みなさん初めて聞いたと言われるんですね。どういう感じなのと割と興味を示してくれているので、裁判員に当たるのは人数的に希少だとは思いますが、裁判員制度は、あればあったでみなさん良い経験ができるのではないかと感じております。裁判員を経験する前には、新聞で、裁判についての記事を読むことはありませんでしたが、裁判員を経験してからは、岐阜県版の裁判の記事については、今日は何か載っているかなと一通り目を通すようになり、少しは裁判に興味を持てるようになりました。

(5番) 裁判員制度が始まったときに一般の者が選ばれるということで、心の中ではやってみたいなという思いがありましたが、現実には仕事をしていましたので、そのうち当たればいいなくらいに思っていました。2か月くらい前に裁判所から通知があったときには、最終的に当たってもいいように根回しをし、業務的に1週間不在にしてもいいようにしていました。仕事は忙しかったですけれども、また違った勉強をさせていただいたので非常に良かったと思っています。事件について言えば、もっと厳しい事件を想像していたので、ちょっと期待はずれという感じでした。

裁判というものをやったことがありませんので、心配というのは誰しもあるものだと思っておりますが、そういった中で、裁判所の方々にいろんなところで気を配っていただいてリラックスすることができました。裁判所に来ていた1週間は、悪い印象は全くなくて、逆に裁判所は非常に気を遣っていただけるというような良い印象を持って帰らせていただき、私自身は、裁判員裁判に参加したことによるストレスは全くありませんでした。裁判が終わって被告人の方が再犯をされないことを祈っています。

(6番) 最初にお手紙をいただいたときに、会社のほうから、当たった場合は協力をしてこいという言葉をしていただいていたので、実際に当たったときも快く送り出してくださったので、そういう面では会社にも感謝しています。たまたま私の会社だけかもしれませんが、できるだけ、世の中の会社に、選任されたら行ってもいいよと言ってもらえる状況になれば良いのではないかなと思います。短いような長いような期間ではあったのですが、裁判所の方々は、負担にならないように本当に配慮をしていただいていたので、かといって、話を誘導するようなこともなく、参加された方が意見を出しやすい雰囲気をつくってくださいました。幸いにも、私どもが担当した事件では、変な写真を見せられることもなく、心の負担がないようなカバーをしていただけたことは感謝しています。また機会があれば参加してもいいのではないかなと思います。事件によっては違うかもしれませんが、次に参加される方にも、それほど臆病にならなくてもよいのではないかなと思いました。

## 第2 当事者の主張等の分かりやすさ①—冒頭陳述等

(司会) 次に、審理の冒頭の段階で、検察官、弁護人の御主張やこれから審理の中心となっていく事項についてお分かりになっていただけたかどうかという辺りを伺っていきたいと思います。初日に初めて法廷に立ち会わ

れて検察官，弁護人の冒頭陳述を聴かれた直後の段階で，これからどんな点に注目して事件を見ていけばいいのかということについてお分かりになりましたでしょうか。

(1番) まず，その日の午後からいきなり審理に突入することは想定してませんでした。それで戸惑いはありましたが，検察官の話も弁護人の話も分かりやすかったと思っています。あっという間に時間が過ぎてしまいまして，初日は現実なのか夢なのかというようなところがありましたので，私自身の切り替えが遅かったのかもしれない。

(2番) 1番の方が言われたように，午前中に抽選をやって午後からすぐに法廷に入り，舞い上がって，心臓ドキドキで，弁護人と検察官が言われたことは耳に入っていない。それが現実なんです。評議室に入っているところを考えると，あ，そうだったなと思いましたが，初日のことに関しては，ほとんど耳に入っていない。

(3番) 戸惑いや緊張の方が多かったので，初日は訳が分からない状況で終わってしまった感じです。精神障害に関しての事件だということが分かったのは，法廷に入ってからだったと思います。選ばれる段階では，親殺しの殺人だということまでは教えてもらいましたが，精神障害があるということは法廷に入ってから聞きましたので，殺人，親殺し，しかも精神障害を持った難しい事件ということで，パニックとまではいかないですけども，自分がどのように考えていけるのか，やはり不安だったりとか戸惑いの方が多かったです。ただ，精神障害などについての説明は，私は多少，発達障害に関しての知識がありましたので，冒頭陳述のメモを見れば分かりました。統合失調症なんかに関しては分からないので，後に分からないことも出てきましたが，事件の内容は初日で分かりました。

(司会) 今のお話ですと，何が問題になりそうかということとは分かったけれど



も、例えば、その後いきなり証拠調べが続いてしまうと消化できないということでしょうか。この事件について、初日の後に、土日を挟んで時間が空いてしまったことについてはいかがでしたでしょうか。

(3番) それが良いのかどうかは分かりません。もしかしたら、私の場合は、みなさんと話しているうちにだんだんと考えをまとめていくことができるので、そのまま続けていたほうが不安が少なくなったのかもしれない。土日が入ったことによって、その間ずっともやもやしていたので、私は土日を挟まないほうが良かったのではないかと考えています。

(4番) とても緊張していましたので、冒頭陳述メモを目で追いながら、耳から入ってくるのを聞いているというような状態で、自分の中では理解も消化もできていないという状態で終わっています。

(司会) そうすると、この事件で自分が判断しなければいけないことが自分の中に入って来たのはどのようなきっかけだったのでしょうか。

(4番) それは、裁判長が評議室で、いろいろ分かりやすい言葉で説明してくださるので、そのときにメモを見ながらお話を聞きながらだんだん分かってきました。

(5番) 最初に選ばれたときのこういう事件ですよという中身と、その後冒頭陳述の中身とがちょっと違うなと思いました。そのときは、弁護人が言っておられることの方が筋としてよく分かりました。後から思えば、裁判員裁判なので事前に検察側と弁護側とである程度のラインができていくということは分かりましたけれども、初めての段階では、検察官は、責任能力があるんだというような主張がなかったということで、最初から心神耗弱ありきの主張をされていたのではなかろうかという思いがありました。私としては、本当に責任能力がないのかということを確認したかったという思いが強かったです。

(司会) B事件については、検察官、弁護人も、限定的な責任しかとれない

ということについては争いがなかったということなんですね。ただ、裁判員、裁判官としては、既に、検察官と弁護人の意見が一致しているからということではなくて、証拠に基づいて責任能力の程度を判断しなければならなかったもので、その点では、検察官に責任能力についての御主張をもう少ししていただいたほうが分かりやすかったのではないかと思います。

(5番) そのように思いました。

(司会) 6番の方はいかがですか。

(6番) 話的に少し整理されすぎているかなというイメージは持ちました。責任能力の判断をしなくてはいけないのが仕事なのかなという事は分かりました。話を聞いていると、弁護人の主張に沿った形で審理が進んでいるという印象を受けてしまったところも正直認めませんでした。ただ、それがむちゃくちゃな方向に進んでいるというわけではありませんでしたので、それは真摯に受け入れることができましたと思います。

(司会) B事件については、事件のポイントとされている点については分かったけれども、検察官にどうして心神耗弱という主張になるのかということももう少し具体的に明らかにしてもらえると審理評議も入っていきやすかったと、そんな御感想でしょうか。

(5番, 6番) そうですね。

### 第3 証拠調べの分かりやすさ

(司会) 次に、証拠調べの話をお聞きしたいと思います。A事件では、書証として十数点を取り調べ、犯行直後に現場に臨場した警察官、前々から家族から相談を受けていた警察官、被告人の弟であり被害者の二男であった方の話を聞き、さらに精神科医の話を聞いたわけですが、まず、証拠調べ全体としての分かりやすさはどうでしたか。

(1番) 現場の写真を見せてもらいましたが、白黒のもので配慮されていまし

た。別の裁判所で問題になったような遺体の写真はありませんでした。傷跡については、イラストでしたのでありがたかったです。ただ、自分がこだわっていた点に関する現場の写真がなかったので、それがあると分かりやすかったと思います。証人については、警察官以外では、医師と被告人の弟だけであったので、その辺りが偏っていたかなと思いました。検察官や弁護人の説明や証人の話は分かりやすいと思いました。

(司会) 証拠については絞り込んで整理していますが、かえって分かりにくかったということということでしょうか。

(1番) そうですね。

(司会) 今回は、遺体の傷跡については、写真ではなくイラスト化したものを取り調べましたが、仮に通常の写真を取り調べていたらどうでしたか。

(1番) 私としては写真を見たとしても大丈夫だったと思います。

(司会) ありがとうございます。2番さん、証拠調べ全体としての分かりやすさはどうでしたでしょうか。

(2番) 証拠物として提出されたのが、ハサミだけでしたので物足りなかったです。ほかに衣類や血痕の付いたものがあれば、証拠物として見てみたかったです。

(司会) 検察官としては、弁護人と裁判所と打合せをして判断に必要な証拠に絞り込むということをしたわけですが、証拠物がないと写真だけでは判断が難しかったということでしょうか。

(2番) そうですね。

(3番) 証拠写真を見て精神的な苦痛を受けたと新聞で読んだことがあったので不安でしたが、写真が白黒でしたので負担なく見ることができました。証拠物もグロテスクなものでなかったのもそんなに精神的な負担はありませんでした。私たちは、何も無いところから検察官と弁護人の言い分のずれを証拠から判断していくので、明確な証拠がもっとあっても良か

ったと思います。証人尋問については、緊張して質問ができなかったのですが、裁判官が質問してくれたので理解することができました。

(4番) 殺人の場面の写真を見たら嫌だなと思っていましたが、現場の写真が白黒で、傷跡がイラストでしたので、精神的な負担はまったくありませんでした。証拠物のハサミに髪の毛が付いていたのを見たときに、これが殺人に使われたのだなと思い知らされました。警察官などの証人尋問はとても分かりやすく、事件の流れがつかめました。

(司会) その凶器を見て精神的に負担ではありませんでしたか。

(4番) 実際見てみると、こういうものなんだと落ち着いて受け入れることができました。

(司会) B事件については、書証として十数点を取り調べ、証人として被告人の友人と御主人、精神科医の話聞き、最後に被告人の話聞いたわけですが、まず、証拠調べ全体としての分かりやすさはどうでしたでしょうか。

(5番) 検察官についてですが、検察官も事件数が多く忙しいのかもしれませんが、私は準備不足と感じていて、もっと理論立てて説明してもらえると良かったと思っています。

(司会) 準備不足というお話が出ましたけれども、具体的にはどんな点になりますでしょうか。

(5番) 精神障害に関する話について、私では専門的なことは分かりませんが、本当に被告人が心身耗弱であったと判断するについて、検察官からもっと質問してもらいたかったです。

(司会) 証人尋問や被告人質問で、完全責任能力があるのではないか、その辺りについてクリアに判断できるようにあらかじめ検察官に質問してもらいたかったということになりますでしょうか。

(5番) はい。

(6番) 分かりやすく問題なかったと思いますが、一点だけ、近隣に燃え移る可能性がないという論点で、事件があった住居と近隣との距離感が少し分かりづらかったので、その判断がしにくかったです。

(司会) 平面図で何メートル離れていると形の上ではあったのですが、写真等で明らかにされてなかったなので、実感として分かりにくかったということでしょうか。

(6番) そうですね。感覚的なものがちょっと伝わりにくかったように思いました。

(司会) かつての膨大な量の証拠を取り調べる方法では裁判員裁判は成り立たないということで、証拠を絞る方向で話が進んでいましたが、今の御意見をうかがっていて、単に証拠の量を絞るばかりではなく、裁判員、裁判官が的確に判断できる適正な量にしなければいけないと感じました。法曹三者として、今後、重要な課題として検討していきたいと思います。

次に今日のメインのテーマになりますが、精神科医の証人尋問の分かりやすさについてお伺いしたいと思います。まず、A事件では、2回に分けて精神科医の話を聞きました。1回目に統合失調症と広汎性発達障害について一般的な話を聞き、2回目には、被告人の生活状況や受診歴の証拠調べをした上で、事件にどう影響を与えたかについて具体的に精神科医に話をしていただきました。1回目は、パワーポイントは使いましたが、手元に資料はない状態で行われ、資料は後で配られました。2回目は最初から資料を配っていただいた上で話をしていただきました。この精神科医の話は分かりやすかったですでしょうか。分かりにくかったとすればその原因としてはどのようなことが考えられますでしょうか。

(1番) 分かりやすさとしては普通だったと思います。弁護人の質問に対して答えた内容が分かりやすかったです。そういう意味で、弁護人の質問が私たち目線でありがたかったです。今回の精神科医は、事件が起きた後

の被告人しか見ていないので、事件の前に関わっていた医師の話も聞ければ、分かりやすかったですし、評議にも役に立ったのではないかと思います。

(2番) 精神科医が病名を言われるのですが、私たちでは分かりませんので、それを資料の中から捜します。分かったときにはすでに話は2ページ、3ページ先に行ってしまうので、必死になってその病名を捜しながら着いていく感じでした。

(司会) スピードの面でも消化しながらというのは早かったと、専門用語もあり、情報量も多かったですし、資料を後から読み返して初めて理解した部分もあるという感じでしょうか。

(2番) はい。

(3番) 1回目は資料がなく分からなかったもので、最初から資料があったほうが良かったと思います。いきなり専門用語を言われても分かりませんでした。また、病気のどういう点が被告人にどう影響しているのかを一緒に話をしてもらった方が分かりやすかったと思います。2回目の質疑応答での説明は分かりやすかったので、質疑応答の時間を多くした方が良かったと思います。

(司会) 1回目の説明は、情報量としても多すぎた感じでしょうか。

(3番) そうですね。発達障害に関する知識がある私でも分からなかったもので、何も知識がない方は何を言われてるのか分からないと思いましたので、なぜ本件にそのような知識が必要なのか等、いろいろと分かった上で話が聞けると理解できたのではないかと思います。

(司会) 1回目の話の際には、本件との関わりを示すことなく、アスペルガー障害の説明がいきなり始まった部分がありましたが、その辺りが分かりにくさを増していた感じでしょうか。

(4番) 私も皆さんと同じで、最初私の頭に入ったのは、広汎性発達障害と統

合失調症という病名だけでした。予備知識がない中で病名や細かいことを言われても、資料を目で追っていただけで、全然理解できない状態でその場は終わりました。弁護人が質問をして、精神科医が答えていく中でやっと事件と病気の関わりが少しずつ理解できていきました。1回目の説明については、仮に資料があっても理解できなかつたと思います。

(司会) 弁護人の質問が良かったという話が出ましたが、弁護人から何か質問はありますか。

(島田弁護士：A事件担当) A事件の精神科医の話は、二段階目で具体的な事件の話がありましたが、二段階目でもまず精神科医から大まかな話があり、そのあと検察官からの質問がありました。この時点、すなわち、弁護人が質問する直前の時点において、どの程度精神科医の説明を理解できていましたか。

(司会) (経験者からのコメントがなかったことから) 事件から3か月以上経っていて具体的に御記憶のないところもあると思いますので、若干、質問を変えさせていただきます。最初に精神科医の一般的な病気の説明があり、その後、事件関係者らの話を聞いた上で、再度、精神科医から具体的な事件の話を聞いた訳ですが、最初の一般的な話は率直に分かりましたでしょうか。

(3番) 私は多少知識があったので分かったということもありますが、知識がない人は何が何だか分からなかつたと思います。知識がない人にも分かりやすい説明にしたり、被告人の生い立ちや病気の内容を絡めると分かりやすくなるのではないかと思いました。

(司会) 今回は、あえて二段階に分けて行いましたが、むしろ一段階で被告人と関係ある部分を関連づけながら行ったほうが、分かりやすかつたでしょうか。

(3番) そうですね。

(司会) 分かりにくかった原因としては、何が考えられますか。

(4番) やはり専門用語が多すぎたと思います。病気についての知識がないところにたくさんの専門用語を出されてまったく理解できない状態でした。

(司会) B事件では、精神科医の話は二段階ではなくて、一段階で行われましたが、分かりやすさはどうでしたでしょうか。

(5番) 心神耗弱ということを考えるのなら、それを認めるだけのものがないと判断できないのですが、自分の中で分からない、分からないから聞きたいということになるのですが、大量の専門用語を短時間で消化できないところがありました。医師にしてみれば、一般的にこういうことだよということでも、自分としては本当にそういうことなのだろうかと疑問を持ちつつも、専門家が言うことですし、そうなんだろうという形になってしまいました。

(司会) 説明された内容自体は分かりやすかったでしょうか。

(5番) 分かりやすいかどうかと言われると、分かりませんでした。

(司会) それはやはり知りたいところが説明されてないということで分かりにくいという面があるのでしょうか。

(5番) 事前に責任能力などの情報や知識が私にはなかったもので、一般的になぜそうなるのかということが理解できませんでした。

(6番) 正直なところ、精神科医の話についていくのがやっとでした。私は、被告人は詐病を使っているのではないかと疑いもあったので、薬とアルコールの関係がもう少し重要ではないかと思いました。初めて聞く言葉がほとんどでしたので、事前にこういう言葉が出ますよというようなレクチャーをいただいた上で、公判に臨めたらより分かりやすかったのではないかと思いました。私は補充裁判員でしたが、そうすれば、質問する側も違った論点で質問できたのではないかと思います。精神科医が一生懸命に分かりやすく伝えようとしてくださるのは非常に伝わってきま



したが、精神科医の思いほどは正直伝わりませんでした。

(司会) 精神科医は裁判の専門家ではありませんので、何を伝えてほしいのかについては、法曹三者からしっかりとメッセージを発する必要があると感じております。公判で出てきそうな言葉を前出ししてもらえればという御提案がありましたが、ほかにこういうことがあれば分かりやすくなったのではないかというアイデアがありましたら教えていただけますでしょうか。

(1番) 鑑定書を朗読してから、お話ししてもらった方が良かったのではないかと思います。

(司会) 鑑定書は一般的に膨大な量ですので、全文を取り調べることは現実的ではないかもしれませんが、あらかじめ結論的な主文や理由の骨子だけでもあらかじめ読んでいただいた上で、具体的な事件の話を知ったら分かりやすいのではないかというイメージでしょうか。

(1番) はい。

(島田弁護士) 精神科医への質問については、まずプレゼンテーションをして基礎知識を得てから、検察官や弁護人が具体的なことを聞いていったのですが、プレゼンテーションを行わず、最初から検察官や弁護人が質問していく方が良かったのか、いかがでしょうか。

(4番) 最初からプレゼンテーションをするのではなくて、検察官や弁護人が質問しながら、先生の話を知っていく方がもしかしたら理解しやすかったかもしれません。

(3番) 最初はとにかく書くことだけに集中してしまう部分があったので、あらかじめ資料が用意されていて、その上で被告人との関連を明確にしながらか具体的に説明していけば分かりやすくなるのではないかと思います。最初の説明自体は必要と感じますが、質疑応答の時間がたくさんあった方がいいと思いました。

(司会) 責任能力に関連して精神科医にお話をいただく場合には、少なくとも手元に参照すべき資料が必要であること、プレゼンテーションも必要最小限にして事件と関わりある説明に限定すべきこと、さらに一問一答で確認できる機会を設けることが必要であることといった点については、多くの裁判員の方の御意見が一致しているようにお見受けしました。

#### 第4 当事者の主張の分かりやすさ□—論告, 弁論

(司会) 証拠を調べた後、評議に入る直前に、証拠調べの結果を踏まえて検察官と弁護人から最終的な御意見(論告, 弁論)を言っていたいただきました。次に、この論告, 弁論が分かりやすかったかどうかをお伺いしたいと思います。まず、A事件についてですが、検察官は、責任能力は失われていないが、心神耗弱であると主張され、一方、弁護人は、統合失調症による妄想に影響されたもので心神喪失であるという御主張をされました。A事件についての論告, 弁論は、責任能力に関する争点に関する主張も含め分かりやすかったでしょうか。

(1番) 検察官及び弁護人の、最後の求刑というか、かたや懲役10年、かたや無罪ということだったのですが、それぞれの最終的な主張というか、それは大変よく分かったと、その時点ではそう思っています。

(2番) 私も、弁護人、検察官、その時は求刑によってだいたい分かったと思います。弁護人、検察官それぞれに意見があるのですが、私たちは法律の勉強もしたことはないのですが、大体理解できました。

(3番) 私も、メモを見れば、弁護人の言い分も検察官の言い分も理解することはできました。ただ、やはり、言っていることは違ってくるので、そこを見極めるには、もう少し被告人の人となりをしっかりと見られると良かったのかなと思います。事件だけでなく、被告が歩んできた人生などがもっと分かると、判断する上で自分にとって必要なことが得られたのかなと思っています。

(司会) 最終的な検察官，弁護人の意見も分かったし，対立する点も分かったけれども，判断する前には，もう少し被告人の人となりとその前の証拠調べで分かったほうがよかったのではないかとということですか。

(3番) はい。

(4番) 私もみなさんと同じで，法廷でいろんな審理をしてきているから，検察官の論告，弁護人の弁論については，資料を見ながら理解ができました。

(司会) 途中の証拠調べの中では分かりにくいところもあったけれども，そういうものを重ねてきて，検察官の論告，弁護人の弁論を聞く段階では，それなりに消化できて，論点，対立点も理解できたということでしょうか。

(4番) はい。

(司会) B事件については，検察官も弁護人も，睡眠薬とお酒との影響で心神耗弱であるとの点では一致しており，責任能力の点においては争いはないという前提ではあったのですが，その上で責任能力に関する部分を含め，御主張が分かりやすかったかどうか，問題を感じられた点があったのかどうかについて，御意見をお伺いしたいと思います。

(5番) 分かりやすさ云々ということから言えば，自分の想定内であったというふうに思っています。特に弁護人の主張が理路整然としていました。なお，非常に現実的な量刑意見を言っていたと思っています。検察側については，法定刑のことはあるのですが，願わくばというような，言葉は忘れましたが，条件をつけてということを経最後に言われて，いったいどっちなんだというような思いで，検察官は被害者側を代理してやっていただいていると思いますので，私らの事件は被害者はなかったのですが，もうすこし迫力があってもよいのではないかと個人的には思っています。

(司会) 今御指摘があったのは、検察官が求刑の際に、最終的な求刑は懲役4年とおっしゃったのですが、仮に実刑でなければ、執行猶予付きであっても保護観察付きを求めますというようなことを前後で言われて、結局どっちなんだということが分かりにくかったという御指摘ですよ。

(5番) はい。

(6番) 検察の方の言われることが、もう少しという感じはありました。あと、弁護人というのは、無罪を主張するのかなと思っていたので、とれる範囲の少ない刑をおっしゃられたので、ああ、弁護人さんというのは一概に無罪を主張する訳ではないのだなと、正直びっくりしたと、何が何でも無罪ではないんだというのが私の私的な感じでした。ですから、逆にそのような形で示していただいたおかげで、話し合いをさせていただくときには、参考になりました。

(司会) B事件を御担当された松森弁護士から、この機会に何か聞かれないことはありますか。

(松森弁護士) 責任能力について、なぜ責任能力が無いと無罪となってしまうのか、責任能力が少なければ刑が減輕されるのかとか、そういうことについて、弁護人としてはこういう法律の立て付けですよと説明をしたつもりですが、理解いただけたのでしょうか。

(5番) 責任能力については非常に難しいと思っています。あるかなしかで刑が単純に半分に減輕されるということなので、個人的な思いからいくと、私はそもそも犯罪者が精神異常があるからと言って減輕されるのはおかしいと思っています。本当に精神異常があるならば、そういったことがあるということを知っていないと、全く平穩無事な社会の中で急に何か犯罪が起こって、それが精神障害者だったということで、減輕されるというようなことは、一般的な生活をしている者としては、非常に恐ろしいことであって、我々の場合はたまたま殺人ではないのですが、

仮に殺人であったとして、その被害者家族になった場合、これが許されるのかという思いになれば、私は到底許されないと思います。これが裁判員裁判で、厳罰化の方向に向いているとよく言われますが、ごく、あたりまえのことではないかと思います。私個人の意見ですが、刑法が軽すぎるのではないかと思います。ただ、本当に怖いのはえん罪ですから、そこをどう自分の中で判断していくか、あと、裁判が終わった後で、その方が再犯をしないと、あと自分が受けた裁判でまた何か起こして次の被害者が出たということにならないようにということを、自分としては強く思います。

(6番) 責任能力というのは、殺人なり、変な事件を起こしたりという形のもので、すごく難しく、分かりにくいものだと思います。今回の事件に関しては、周りのフォローについて教えていただいたりとか、薬の利用の関係とか、考えた上での判断であったと思いますが、私も、責任能力というのは厳しくあたらなければならないと思う反面、本当にフォローできる状況であれば、そういう導きも必要なのかと思います。

## **第5 裁判員の精神的負担に対する配慮の在り方**

(司会) 責任能力については、裁判官にとっても難しいところで、初めて裁判に関わる裁判員の方にとってはなおさら判断は難しいと思いますが、そのような非常に難しい問題を判断しなければならないことについて、精神的な御負担を感じられたでしょうか。

(3番) 裁判員に選ばれる前から一番やりたくない事件だと思っていたので本当に嫌でした。やはり責任能力というのは本当に難しいと思います。一般人だと、どうしても被害者の側の目線に立ってしまうので、被告人しか分からないことをどこまでが本当か見極め、判断することが裁判員の仕事である以上、私の担当した事件でいえば、家族の関係等をもう少し詳しく知ることができれば、より判断しやすいと思いました。

(司会) ありがとうございます。そのような御負担のある判断をする以上は、その前提となる分かりやすく判断しやすい審理を実現してほしいということですね。

(3番) すごく分かりやすくしていただいたとは思っていますが、もっともっと被告人のことを知りたいと思いました。時間が限られていますので、どうしても要点を絞ってということにはなるとは思いますが、真実を見極めようと思えば、被告人が周囲との関係でどういう生き方をしてきたのか等が分かるのもっと見極めやすかったと思います。

(司会) ありがとうございます。いずれにしても難しい事件であったというところは皆様の意見が一致しているようです。裁判員をお務めいただくということだけでも御負担であるのは間違いありませんので、これからも裁判員の御負担を少しでも軽減できるように審理の在り方を工夫していきたいと思っております。

## 第6 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) 最後になりますが、これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージや総括的な御感想があれば一言ずついただきたいと思っております。

(1番) 一言で言うのであれば、これから裁判員になられる方には頑張ってくださいと言いたいです。自分としては貴重な体験をさせていただいたと思っておりますので、選ばれたら、周りの方の理解や協力を得て職務を全うしてくださいと言いたいです。

(2番) 今回の裁判は、裁判官や他の裁判員のメンバーにも恵まれて、このような機会に参加しているのですが、今後、裁判員になられる方は、自分の気持ちを素直に出してほしいと思っております。自分で犯罪者を裁くわけですから、きちんとやってほしいと思っております。裁判員になる機会は、一生に一度しかないと思っておりますが、やってみる価値はあると思っております。

(3番) 私は、正直しんどくはありましたが、とても良い経験をさせてもらっ

たと思っています。裁判官の雰囲気はニュース等のイメージと異なり、とても良い人ばかりで目からうろこが落ちました。自分の周りの人にも良い方ばかりだったよと話をしているので、機会があれば負担のない範囲で裁判員をやる方はやっていただければと思います。今後、親近感をもって参加できることが、周囲にも広まっていけばよいと思います。

(4番) 私が裁判員を経験する前の裁判所のイメージは、色で言えばグレーでしたが、裁判員を経験したことによって、全然違うイメージに変わりました。今は、貴重な体験させていただきとてもありがたいと思っております。裁判員制度を用いることで、裁判官、検察官、弁護人はすごく負担が増えているのではないかという印象を持ちました。

(司会) もちろん、裁判員制度によって今までになかったことをプラスで行うこともあります。それ以上に得るものが大きく、本当に勉強になることばかりです。私は、今、裁判員制度が始まる前よりも、充実感を持って自信を持って判断できていると思っています。また、多くの裁判官も同じように感じているのではないかと思います。

(5番) 私としては裁判員としての負担は思った以上にありませんでした。私の周囲では、裁判の判断が甘いのではないかとの意見も聞きますので、法律の中でプロが判断するとそういった判断になるのだけれども、一般の庶民の声を届けることができるという意味で、裁判員裁判制度は非常に大きな制度だと思います。

(6番) 裁判員は負担になると思っていましたが、サポートもしっかりとさせていただいて負担になることもありませんでした。今後、周りで裁判員に選ばれた方があれば、是非、裁判員を経験したほうがよいと勧めていきたいと思いました。裁判員制度ができて5年ですが、世間に対するアピールが少なくなってきたのではないかと感じております。今後、もっと裁判員制度をアピールをしていくべきではないかと感じております。

以 上